

## 新宮町高齢者移動支援に関する Q &amp; A

## 1.事業内容・申請に関すること

問1	年度途中で70歳となる場合はいつから申請できますか？
答	70歳となる誕生日の前月から申請できます。 ただし、助成券の利用は誕生日からとなりますのでご注意ください。

問2	年度ごとの申請が必要ですか？
答	必要です。

問3	助成券を使い切った場合、追加の申請はできますか？
答	追加の申請はできません。

問4	年度途中で助成券の変更はできますか？（マリンクス助成券↔タクシー助成券）
答	変更はできません。その年度の間は申請した助成券を利用してください。

## 2.助成券利用に関すること

問5	有効期限はありますか？
答	交付された年度の末日（3月31日）までとなります。期限を過ぎた助成券は利用できませんので、年度毎に助成券の申請をしてください。

問6	助成券に利用日を記入する欄がありますが、記入は必要ですか？
答	記入する必要はありません。助成券回収後に交通事業者が利用日を記入します。

問7	家族や知人に譲渡してもよいですか？
答	譲渡はできません。利用できるのは交付された本人のみとなります。

問8	本人以外が助成券を利用することはできますか？
答	本人以外は利用できません。ただし、タクシー利用時に本人と家族や知人が同乗する場合は利用できます。

問9	年度途中で町外に転出したなど、対象者としての要件を満たさなくなった場合は、残っている助成券はどうすればよいですか？
答	要件を満たさなくなった時点から助成券の利用はできません。福祉センター健康福祉課高齢者福祉へ返還するか処分してください。

問10	利用券を紛失または破損した場合は再交付してもらえますか？
答	再交付はできません。

問11	利用できるタクシー会社はどこですか？
答	福岡市タクシー協会に加盟しているタクシー事業者または、町と契約を結んでいる個人タクシー事業者が対象となります。別紙「利用できるタクシー会社一覧」を参照してください。

問12	タクシー助成券の利用できる移動範囲（新宮町内限定等）の制限はありますか？
答	ありません。

問13	タクシー利用の際、1回の乗車で利用できる枚数の制限はありますか？
答	1乗車につき1枚となります。複数人で乗った場合でも利用できる枚数は1枚です。

問14	タクシー利用の際、乗務員に助成券の利用を事前に伝える必要はありますか？
答	乗車の際に利用できるタクシーか確認の上乗務員にお伝えし、支払い時に助成券をお渡しください。

問15	助成券を利用した場合のレシート（領収書）は、500円引かれた金額ですか？
答	タクシー会社によって異なります。

問16	障がいの福祉タクシー券と併用して使用することはできますか？
答	対象となる方は併用して利用できます。

問17	免許返納割引等の公共的割引と併用はできますか？
答	割引との併用はできます。